

2011年4月18日
郵産労 交 第13号

郵便事業株式会社
代表取締役 鍋倉 眞一 殿

郵 政 産 業 労 働 組 合
中央執行委員長 廣岡 元穂

2011年度夏期手当に関する要求書

2011年度新賃金引上げ要求に対する交渉時において、郵政グループ各社は、2011年度における年間一時金の考え方として2.8月（夏期手当1.4月、年末手当1.4月）を示してきました。年間一時金については、従来4.4月が支給され、昨年度については0.1月マイナスの4.3月で妥結・支給されてきた経過があります。今回示された考え方は、昨年比で1.5月も削減されるなど、かつてない低額提案であり到底容認できるものではありません。

言うまでもなく、年間一時金は社員にとって働き甲斐に直結する内容を含んでおり、また、その家族にとっては年間の生活設計を営む上で重要な位置を占める手当となっています。前代未聞の今回示された考え方は、社員感情を逆なでするばかりか、関連社員の生活設計を根本から崩すものとなっています。社員一丸となって、より良い会社作りを目指す矢先のこの提案は、社員のやる気さえ失わせるもので、今回の提案は早急に撤回されるべきです。

また、昨年比1.5月減は、社員一人当たり平均51万円強にのぼり、郵便事業会社の2010年3月末決算の予測赤字額に相当するものです。言い換えれば、宅配事業統合による赤字決算の肩代わりを社員の年間給与所得削減によって乗り切ろうというもので、二重にも認めがたい提案となっています。

したがって、以下のとおりの要求書を提出します。年間一時金支給のあり方や支給月について抜本的な見直しを行ない、早急な回答と交渉の場を求めるものです。

記

- 1 2011年度夏期手当については基準内賃金の2.5か月分支給すること
- 2 期間雇用社員、高齢者再雇用社員、短時間社員については、正社員に準じた支給とすること
- 3 支給日は6月末日とすること
- 4 平成22年度決算状況について明らかにし詳細な説明をおこなうこと

以上